

# 鶴ヶ島市立中学校の部活動方針



平成30年 8月

鶴ヶ島市教育委員会

## 市方針策定にあたって

学校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本市のスポーツ、文化及び科学等の振興を大きく支えてきた。

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

平成30年3月、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）を定め、都道府県及び市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者が定める方針の基準を示した。また、国のガイドラインに則り、平成30年7月に埼玉県教育委員会は、運動部に加え文化部も対象とした部活動全体の方針として、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」（以下、「県方針」という。）を策定し、市町村教育委員会や各学校の作成する方針のモデルを示すとともに、保護者向けのリーフレットを提示した。

そこで、市教育委員会では、「鶴ヶ島市立中学校の部活動方針」（以下、「市方針」という。）を策定し、各中学校において校長の指導の下、適正かつ持続可能な運営体制の下で部活動の推進を図るものとする。市方針の基本的な考え方は、国のガイドライン並びに県方針に則ったものであり、運動部と文化部の全ての部活動を対象として策定する。

市教育委員会は、市方針に基づく部活動の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

# 鶴ヶ島市立中学校の部活動方針

## I 適切な運営のための体制整備

### 1 鶴ヶ島市立中学校における部活動の方針の策定と公表

- (1) 校長は、国のガイドラインに則り、県方針及び市方針をもとに、「学校の部活動に係る活動の方針（以下、部活動の方針）」を毎年度、策定する。
- (2) 部顧問は、鶴ヶ島市教育委員会が示す様式を参考に、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、上記（1）、（2）の部活動の方針及び活動計画等を、部に所属する生徒・保護者等に示す。

### 2 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 校長は、生徒や教員の数、部活動外部指導者や部活動指導員等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。
- (2) 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動外部指導者や部活動指導員等の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

- (4) 校長、教頭等は、県教育委員会並びに市教育委員会が主催する、学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等に積極的に参加する。

また、部顧問及び部活動指導員、部活動外部指導者等は、県教育委員会並びに市教育委員会が主催する、指導に係る知識、実技及び技術の質の向上を図るための研修に積極的に参加する。

- (5) 市教育委員会は、校長の求めに応じて、部活動指導員並びに部活動外部指導者等を学校に派遣し、生徒への指導内容の充実及び安全確保に寄与するとともに、教職員の負担軽減に努める。

## II 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### 1 適切な指導の実施

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

部活動の指導において、部顧問、部活動指導員等によるパワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、セクシャルハラスメントと判断される行為や発言は体罰等として許されないものである。

- (2) 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解すること。

また、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が向上心をもって、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

さらに、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。

- (3) 文化顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒が向上心をもって、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (4) 部顧問及び部活動指導員、部活動外部指導者等は、日々の活動計画を立て、活動場所や使用物の安全確認、準備運動や整理運動、健康観察、生徒の心身の状態に即した指導・支援、生徒の見取りなどを行う。

## 2 部活動用指導手引の普及・活用

部顧問、部活動指導員及び部活動外部指導者等は、県教育委員会が作成する「運動部活動指導資料」や手引、各スポーツ競技の国内統括団体等が作成する指導手引等を活用し、Ⅱの1に基づく指導を行う。

## Ⅲ 適切な休養日等の設定

- 1 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。
  - (1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
  - (2) 長期休業日中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、夏季休業中及び冬季休業中は、生徒が十分な休養を取ることができるよう、一定程度長期の休養期間(オフシーズン)を設定する。原則として、学校閉庁日には部活動は行わないものとする。
  - (3) 平日の活動時間は、1日2時間程度とする。学校の休業日(学期中の週末及び長期休業日を含む)の活動時間は、1日3時間程度とする。

- (4) 各学校で定める部活動終了時刻を厳守し、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。
- (5) 複数校が参加して行う練習試合等については、午前午後を通しての活動もやむを得ない。ただし、生徒の健康面を考慮し1日を通して活動した日の翌週に休養日を振り替える。

## 2 大会・コンクール等への参加について

- (1) 中学校体育連盟が主催する運動部の大会や、吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール等が計画されている場合には、その大会等の2週間前より、例外として、休養日を設けずに活動することができる。ただし、生徒の健康面を考慮し、その大会終了後に休養日を設けるなど、適切に対応する。なお、該当する大会等は、下記ア・イに示す通りとする。

### ア 運動部における大会

- i 学校総合体育大会（入間北部、地区、県、関東、全国）
- ii 新人体育大会（入間北部、地区、県）
- iii 通信陸上大会（地区、県）
- iv 駅伝競走大会（地区、県、関東、全国）

### イ 文化部（吹奏楽部）におけるコンクール等

- i 吹奏楽コンクール（地区、県、西関東、東日本、全国）
- ii アンサンブルコンテスト（地区、県、西関東、全国）
- iii 西部支部吹奏楽研究発表会

- (2) その他、各部活動単位で参加する大会等について、参加の上限は定めないが、休養日の特例は認めない。

## おわりに

鶴ヶ島市教育委員会は、顧問を務める教師の負担軽減を踏まえ、引き続き部活動改革の取組を進めるとともに、地域全体で学校の部活動を支え、または部活動に代わって生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の機会を確保・充実させることができるよう方策を検討していく。